

職場巡視のポイント

産業医科大学 産業生態科学研究所 作業関連疾患予防学研究室 非常勤助教 岩崎明夫

いわさき あきお ●産業医科大学産業生態科学研究所作業関連疾患予防学研究室非常勤助教。専門は作業関連疾患予防学。主に過重労働対策、メンタルヘルス対策、海外渡航者健康管理対策、両立支援の分野で活躍。

1. 職場巡視の意義と目的

職場巡視とは、作業環境を実際に見て、安全衛生上の問題点を見出し改善していくことを目的としています。事業者は産業医に対して、職場巡視を実施する機会と情報を提供しなければなりません。産業医としても、作業の現場を実際に訪問して定期的に巡視することで、作業環境管理、作業管理、さらには健康管理を有機的に結び付けることが可能となり、職場に起因した健康上の課題の改善につなげることができます。また、産業医が職場巡視を通して業務内容の理解を深めておくことは、労働者の適正配置の判断にとっても役に立ちますし、職場の風土や企業自体への理解にもつながります。つまり、産業医にとって職場巡視は、労働者や職場を深く理解するための一種の「職場の診察」のようなものであるといえるでしょう。

このため、表1にあるように、産業医の基本的業務として月1回の職場巡視が労働安全衛生法、および労働安全衛生規則に規定されています。また同様に、衛生管理者には週1回の職場巡視も規定されています。これらの各職種間の職場巡視の情報を衛生委員会や各職場巡視時に互いに共有しておくことで、産業医にとっても、衛生管理者にとっても、より充実した職場巡視となります。

2. 職場巡視の実際と活かし方

職場巡視を実施するにあたり、全体の流れを図1にまとめました。職場巡視においても、PDCAサイクルを意識して、職場巡視の計画、実施、評価、改善という全体の流れに沿って行います。月に1回の

表1. 職場巡視の意義と目的等

根拠法令：

衛生管理者の定期巡視：労働安全衛生規則第11条
 産業医の定期巡視：労働安全衛生規則第15条
 産業医の勧告：労働安全衛生規則第14条第3項

目的：

- 作業環境管理や作業管理の視点から安全衛生上の課題を指摘し改善する
- 作業環境管理、作業管理、健康管理を有機的に結び付ける
- 労働者の業務内容を理解することで、産業医による適正配置判断の参考とする
- 職場の管理監督者と産業医・衛生管理者のコミュニケーションを図る

相談先：

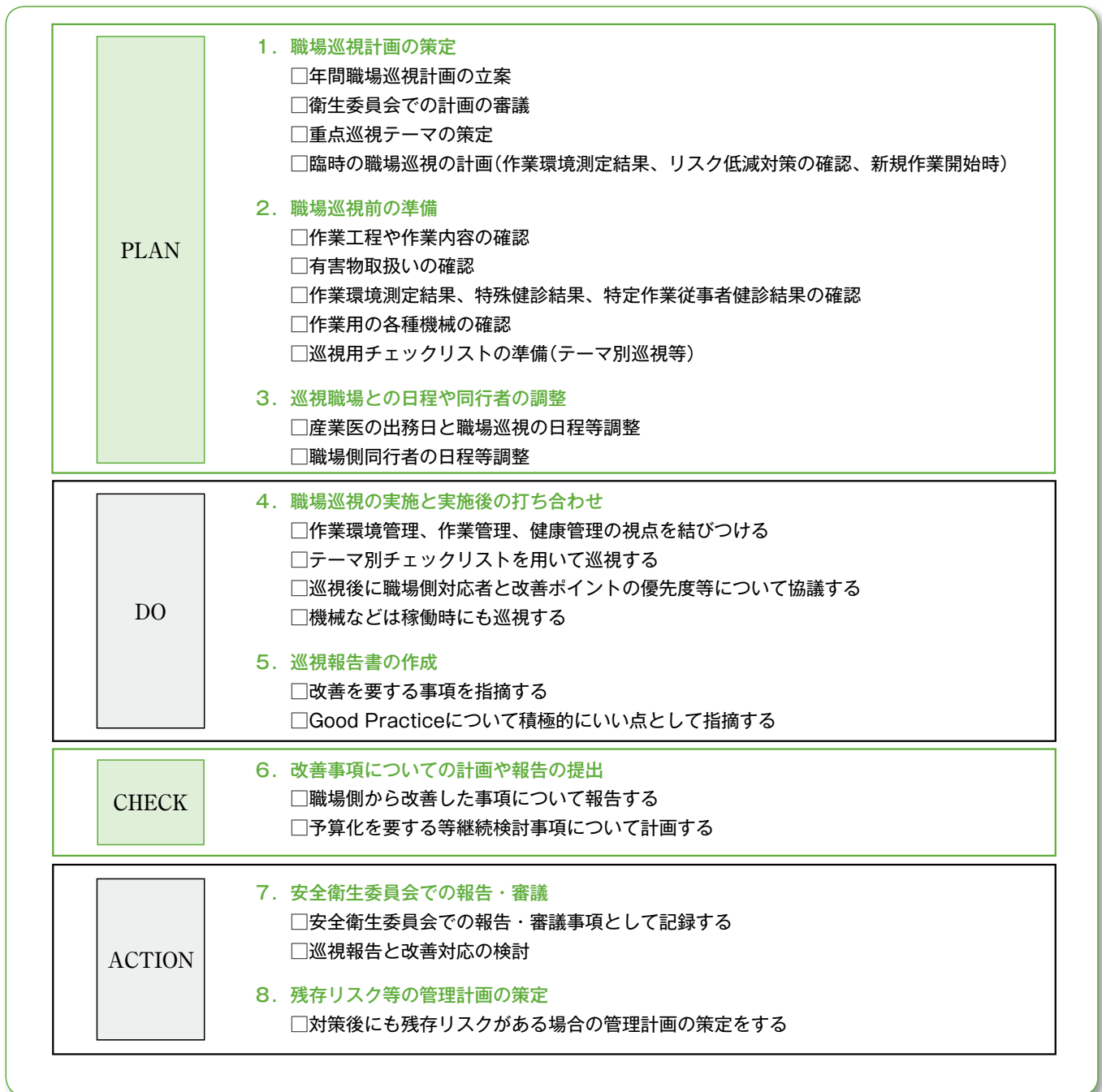
- 職場巡視の具体的な事項、改善方法の相談等は以下の機関が活用できる。
 各地の産業保健総合支援センター
 各地の地域産業保健センター（小規模事業場の相談窓口）

職場巡視を「実施するだけ」にせず、PDCAサイクルの中で改善までつなげていくことが大切です。

職場巡視のPDCAでは、PLAN（計画）として年間の職場巡視計画の立案や実際の職場巡視の準備、DO（実施）として職場巡視の実施や職場巡視の記録、CHECK（評価）として改善事項についての計画や報告の提出、ACTION（改善）として職場の改善、安全衛生委員会への報告・審議、残存リスクへの対応計画があります。

実際の巡視では、職場の同行者が作業工程や作業内容について説明をすることになりますが、嘱託産業医が月1回の巡視を行う場合や専属産業医であっ

図1. 職場巡視の流れとPDCA サイクル



でも初めての工程を巡視する場合など、たまにしか行かない現場であれば、説明だけでポイントを理解するには不十分なことがあります。そのようなときに、表2の作業工程・作業内容確認表とともに説明を聞きながら巡視をすると、工程への理解や巡視のポイントが明確になります。場合によっては、工程ごとに巡視チェックリストのようなものを用意して、職場巡視時にそのリストをもとに巡視していくと、漏れがなく効率的な巡視にもつながります。ただし、リストに基づく巡視ではそれだけを確認することになることは避けた方がよいでしょう。毎日作業に従

事する労働者や管理者の視点とは別の視点で職場を巡視することも大切だからです。また、製造業ではないサービス業などでは、作業工程・作業内容の確認表をよりシンプルにして利用することができます。残業や出張などの情報も職場を理解する上では産業医にとって有用な情報ですので、職場巡視の機会に管理者や職場同行者に確認してもよいでしょう。

職場巡視の注意点としては、特に製造現場の職場巡視では、労働者が立ち入る場所は原則としてすべて巡視対象とすること、巡視時は労働者と同様に適切な作業着を着用してマスクなど保護具も同様に使

表 2. 作業工程・作業内容の確認表（サンプル）

○製造業では製造の工程を知るために下記の確認表が役立ちます。 ○サービス業においても、業務のプロセスを知ることは大切です。

－作業工程・作業内容 確認表【社外秘】－					
事業所名	○○事業所	職場責任者	○○ △	労働者数	
職場名	○○製造 1 課	衛生管理者	△○○	男性○名	女性○名
製造工程	工程名	混合工程	○○工程		
	使用する材料	A社○○粉 B社△△鉄 ...			
関連リスク (リスクアセスメントの結果等)	問題点	材料投入時の粉じんの発生			
	適用法令等	安衛則 粉じん則 作業環境測定法 SDS			
労働者数等	直雇用	○○名 (交替○名)			
	請負	○○名			
確認事項等	環境測定結果	あり			
	リスクアセスメント	あり			
	SDS配備	あり			
	特健対象者	粉じん 深夜業 有機溶剤			
	保護具配備	マスク			
	局所排気	あり			
	教育研修	実施済			
	残業等	平均○○H			

用すること、職場同行者や衛生管理者に同行してもらい巡視者の安全も確保すること、巡視中は作業環境や設備面の確認とともに実際の労働者の動きや行動の範囲、具体的作業の内容まで可能な限り観察すること、定められた保護具未着用など明らかな指摘事項は職場同行者や衛生管理者と相談してその場で指摘すること——などが挙げられます。

3. 職場改善で困ったら

巡視後には、職場巡視同行者と職場巡視のまとめの会合をすぐに行いましょう。そこでチェックリストの結果の照合や巡視時に気になった点の確認も行います。気になった点は職場同行者の説明を受けて解決することもあるでしょうし、解決すべき課題として改善指摘につながることもあります。その会合で職場巡視の報告をまとめることができるでしょう（表 3）。特に製造現場では、労働者の作業管理が不十分なことは散見されます。マスクや耳栓などの定められた保護具の着用が、職場巡視時に不十分であることはよく指摘されることです。適切な労働衛生教育の実施とともに、日頃の

表 3. 職場巡視報告書（サンプル）

○法定の職場巡視報告書の様式はないため、必要事項を盛り込んで作成する。

2015年〇月 職場巡視結果報告 (事業場名:○○会社○○事業所)			産業医	職場上長	委員会議長
実施日	職場名	巡回者			
2015年〇月〇日(木)	○○部○○課(〇工場2階) 職場側対応者:○○ ○○	産業医 :○○ ○○ 衛生管理者:○○ ○○ 同行者 :○○ ○○、○○ ○○			
巡視結果					
■指摘事項 <産業医および衛生管理者>					
【改善を要する事項】に対する是正計画及び是正結果 <small>※是正計画を記入する場合は「いつ」「誰が」「どのように」実施するかを記載して下さい。</small>					
□改善を要する事項					

作業管理を着実に実施することも必要です。作業環境の改善はもちろんですが、労働者の健康確保のためには、作業管理の状況も職場巡視では確認したいものです。

改善点がある場合に、具体的にどのように改善したらよいか、どのレベルまで改善すべきか、コストバランスのよい対策はないか、といった点に困る場合があります。特に中小規模の事業場では事業場内の専門スタッフがいない場合が多く、具体的な改善

が放置されることもあります。その場合には、積極的に外部の専門家に相談することが求められます。職場巡視の対応や職場改善の結果についても具体的な相談は、各地にある産業保健総合支援センターが対応しています。同センターには、各分野の専門家が相談担当として登録されており、内容に応じて関係分野の担当者が相談に乗ってくれます。また、従業員50人未満の小規模事業場の場合は、地域産業保健センターが活用でき、登録産業医による職場巡視を依頼できます。改善事項はそのままにせず、必要に応じて外部の専門家にも積極的に相談しましょう。

4.まとめ

職場巡視は衛生委員会活動とともに、労働衛生の基本の活動です。嘱託産業医など常駐でない立場になると最初は戸惑う面もありますが、毎月繰り返すことで巡視にも慣れて、産業医の認知もされていきます。産業医のコメントもバランスが取れていき、職場とのやり取りもスムーズに進むようになります。また、職場巡視では改善点の指摘に注力しますが、一方で適切に対応や管理ができている部分をGood Practiceとして前向きに評価することも大切です。このような活動を通じて、産業医は職場の主治医として機能することができるでしょう。

コラム オフィス職場における職場巡視とTips

製造現場のような作業職場では、産業医巡視により作業環境管理や作業管理、健康管理を有機的に結び付け、健康リスクを低減する効果が期待できます。しかし、オフィス職場のように、作業リスクが相対的に高いとはいえない職場では、「どのような巡視が望ましいのですか？」という産業医の悩みの声が聞かれます。有害作業の作業リスクを低減するという目的に照らすと、製造現場と比較してオフィス職場の巡視目的は乏しく見えてしまうようです。しかし、労働安全衛生法第71条にあるように事業者の努力義務として快適職場づくりも示されており、有害作業のリスクを低減するというマイナス面の改善だけでなく、快適職場づくりというプラス面の推進という職場巡視の視点もあります。以下にそのTips（コツ）を紹介します。

Tips1：VDT作業(PC作業)の状況を確認する

現代のオフィス環境ではもはやPC作業は不可欠ともいえる職場状況となっています。VDT作業においても、まずは作業環境管理や作業管理の視点がその健康障害の予防には不可欠です。例えば、VDT作業者の姿勢、PCやデスク周囲のセットアップ、連続作業への対応などを個人差に合わせて適切に管理することは大切です。また、後ろに窓を配置したデスクにおけるグレアの防止などは案外気にされていませんが、ブラインドなどで改善が可能です。

Tips2：残業や出張などの状況を管理者に確認する

オフィス環境では、過重労働等を職場巡視に対応し

た管理者に直接確認するいい機会となります。そのときに最近の過重労働面談の結果などをまとめておくと、職場の業務状況について管理者と産業医でよい意見交換ができるでしょう。

Tips3：事務所則の測定結果と照らして確認する

オフィス環境においては事務所衛生基準規則（事務所則）に基づいて、2カ月に一度の頻度で、温湿度、粉じん濃度、CO₂濃度、照度などを測定しています。その結果を確認しておき、結果によってはオフィス職場の巡視時に現場を確認することは大切です。

Tips4：喫煙対策を確認する

2014年の改正労働安全衛生法では、受動喫煙防止対策が努力義務として法制化されています。職場巡視においても、職場の分煙化が適切に進められているか、喫煙室が設置されている場合はその管理は適切かなどTips3の粉じん濃度結果と合わせて、職場の分煙環境が適切な状況にあるかを確認する機会となります。合わせて、禁煙の推進にも結び付けられるでしょう。

Tips5：防災の観点から確認する

産業医の職場巡視ではその視点は健康リスクに偏重しがちですが、安全衛生委員会との合同巡視を実施している場合など、職場の防災も併せて巡視することが効果的です。職場の5S（整理、整頓、清潔、清掃、しつけ）の確認、避難経路など通路の安全確保、地震対策のとして設置物の固定など、製造現場では当たり前のことが案外オフィス職場ではおざなりになっていることもあります。